

伝 統

令和元年10月1日現在

商 品 名	伝 統
お使いみち	・ 山車新造・改修資金、山車蔵建設・改修資金 ・ 地区公民館の建設・改修資金 ・ 伝統行事を継続していくために必要な資金
ご利用いただける方	・ 当金庫の営業区域内に居住する会員または会員たる資格を有する方。 ・ 認可地縁団体もしくは地区（団体）の代表者の方。
ご融資金額	10万円以上3,000万円以内（10万円単位）
ご融資期間	10年以内
ご融資利率	固定金利 ・ 5年以内 2.00%以上 ・ 5年超10年以内 2.50%以上
ご返済方法	元金均等返済（毎月払い、半年払い、年払い）
担 保	原則、不要
保 証 人	地区（団体）の役員等2名以上
保 証 料	不要です。
融資事務手数料	1,100円（消費税込み） 担保を新規に設定する場合は、融資事務手数料に加え不動産担保取扱手数料55,000円をお支払いただきます。
苦情処理措置・紛争処理措置	・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は当金庫営業日に、営業店または総務部お客様相談室（9時～17時電話：0478-54-2144）にお申し出ください（土曜日、日曜日、祝日は休業となります）。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部お客様相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
そ の 他	審査の結果、ご希望に添えないこともございます。あらかじめご了承下さい。